DMC aizu 索道事業運送約款

（適用範囲）

第１条　株式会社 DMCaizu（以下、「当社」という）の経営する索道事業に関する運送は、「DMCaizu 索道事業運送約款」（以下、「本約款」という）の定めるところにより行い、本約款に定めない事項については、法令の定めるところにより、法令に定めのないときは一般の慣習による。

（係員の指示）

第２条　旅客は、安全輸送と秩序の維持のために行う係員の指示に従わなければならない。

（運送の引受け）

第３条　当社は、第４条の規定により運送の引受けを拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引受ける。

（運送引受けの拒絶）

第４条　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶する。

（１）当該運送の申し込みが本約款によらないものであるとき。

（２）当該運送に適する設備がないとき。

（３）当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。

（４）当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

（５）泥酔者等運送上の安全を期し難いと認められるもの。

（６）天災その他やむをえない事由による運送上の支障のあるとき。

（７）係員の指示に従わないとき。

（８）「索道施設に関する技術上の基準を定める省令第４０条」に規定する物品を所持するとき。

（９）当社で持ち込み禁止として別に定める手回り品を携帯して乗車しようとするとき。

(10)「感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律」による感染症等もしくは指定感染症等の患者（これらの患者とみなされる者を含む）又は新感染症の所見が認められると当社が判断したとき。

(11) 前各号に掲げる場合のほか、正当な事由のあるとき。

（リフト券の販売）

第５条　当社は、リフト券を券売所等、又は指定の場所において販売する。

（リフト券の効力）

第６条　リフト券は、本約款をご理解の上、また、券面記載の条件により使用する場合に限りその効力を有する。 ただしシーズン券は、当該リフト券を同一人物が専有して使用する場合に限って有効とする。

２．転売、転貸されたリフト券又は旅客その他の者が故意に偽造、改・変造したリフト券及び汚損はなはだしく券面表示事項の判読困難となったリフト券は無効とする。

３．当社がその運賃を変更した場合、変更前において販売したリフト券は、その券面表示運賃の額にかかわらず通用期間内は有効とする。

４．不正使用した旅客及び使用後に転売した旅客に使用リフト券運賃額の３倍の賠償を求める。

（リフト券の提示・確認・削除及び回収）

第７条　旅客はリフト券を所持し、乗車時において係員による改札を受け、定められた場所から乗車し、定められた場所から降車しなければならない。

（運賃及び適用方法）

第８条　当社が旅客から収受する運賃並びに適用方法は、各販売所掲示の料金表による。

（運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取り扱い）

第９条　天災、その他やむをえない事由により索道の運転を中止した場合の旅客に対しては、当社の責任による運転再開後の必要な運送継続の措置を行う。

（運賃払い戻し）

第１０条　天災及び当社の責により全索道施設の運転ができないときは、別に定めるところにより払い戻しを行う。ただし「索道施設に関する技術上の基準を定める省令第３７条」による輸送の安全確保のための運転中止の場合は、この限りでない。

（責任の始期及び終期）

第１１条　当社の運送に関する責任は、旅客が乗車したときに始まり、降車したときをもって終わる。

（旅客の遵守すべき事項）

第１２条　旅客は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）いすを揺らさないこと。

（２）いすから飛び降りないこと。

（３）スキー、スノーボード、ストック等で索道施設に触らないこと。

（４）セーフティーバーのあげおろしの励行。

（５）横乗りなど危険な姿勢で乗車しないこと。

（６）乗車中は禁煙のこと。

（７）その他の安全輸送を妨げる行為をしないこと。

（８）非常停止して運転が再開できないときは、救助方法について連絡するので、その指示に従うこと。

（旅客に関する責任）

第１３条　当社は、索道の運行によって旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責を負う。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

（１）旅客が前条に定める利用上の注意事項を守らなかったことにより被害を受けたとき。

（２）索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかったこと並びに索道施設に欠陥もしくは機能の障害がなかったこと等が証明されたとき。

（３）事故が当該旅客の故意または過失により発生したことが証明されたとき。

（携行品等に関する責任）

第１４条　当社は、次の各号に該当する旅客の運送に関して生じたスキー・スノーボードや衣服その他の携行品などの滅失又は毀損及び汚れ等による損害については、これを賠償する責を負わない。ただし、その滅失又は毀損及び汚れ等が当社の過失によるものであるときはこの限りでない。

（１）索道施設及び各種設備機器の潤滑油（グリス・オイル等）又は金属の錆の付着による汚れ等

（２）気温の寒暖差及び積雪の融解をはじめとする自然現象に起因する汚れ等

（３）鳥獣類の糞等野生動物及び自然環境により生じたもの

（４）その他索道施設の特性上事前の対策が困難であるもの

（旅客の責任）

第１５条　当社は、旅客の故意もしくは過失により又は旅客が法令もしくは本約款の規定を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求める。

改定　令和６年１月 30 日